

危険物新聞

第 477 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集 松 村 光 惟
発行人

大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9717・5910
定価 1部 60円

平成 5 年 7 月 30 日公布、同日施行

消防法令 一部改正

消防庁では、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 5 年政令第 268 号）、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 5 年自治省令第 22 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 5 年自治省告示第 90 号）を平成 5 年 7 月 30 日に公布し、同日から施行することとなった。

今回の法令改正により、地下タンク貯蔵所関係では、従前の鉄製二重殻タンクに加えて、新たに強化プラスチック製二重殻タンクの規定が新設され、また、地下貯蔵タンクの付属ポンプ設備として、新たに油中ポンプ設備（ポンプ又は電動機を地下貯蔵タンク内に設けるもの）の基準が新制定された。給油取扱所関係では、大型店舗化の実態にかんがみ、固定給油設備等の給油ホース等の長さを 5 m 以下（従前 3 m 以下）とする事。移動貯蔵タンク定期点検のうち水圧試験（5 年以内毎に実施）についての記録の保存期限を 10 年間としたこと。などの改正が行なわれた。

同時に消防庁では、これらの法令改正を円滑に運用していく為に通達「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」（平成 5 年 7 月 30 日付、消防危第 60 号）を発令した。（次頁に掲載）

また、固定給油設備及び灯油用固定注油設備、油中ポンプ設備、強化プラスチック製二重殻タンクについて運用基準を定め、「強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定

の運用について」（平成 5 年 9 月 2 日、消防危 66 号）「油中ポンプ設備に係る規定の運用について」（同年 9 月 2 日、消防危 67 号）、「固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造等について」（同年 9 月 2 日、消防危 68 号）、をそれぞれ通達した。

平成 5 年度 第 3 回危険物取扱者試験

12月12日(日) 府大で

（財）消防試験研究センター大阪府支部では、平成 5 年度第 3 回危険物取扱者試験を 12 月 12 日（日）、大阪府立大学で次のとおり実施の予定。

- ▷ 試験日 12月12日(日)
乙種 4 類（午前・午後）
甲種、4 類以外の乙種、丙種（午後）
- ▷ 試験会場 大阪府立大学（堺市）
- ▷ 受付期間 11月18日(木)、19日(金)
- ▷ 受付場所 大阪府職員会館（府庁本館西側）

乙種 4 類・丙種予備講習会開催

予備講習会は、乙種 4 類及び丙種について、大阪、堺、茨木など 6 会場で行なわれる。（8 頁参照）

なお、今回は甲種予備講習は実施せず、次回（平成 6 年 2 月の試験時）に開催の予定である。

全国危険物安全運動推進キャンペーン標語

“危険物 その時その場が 正念場”

〈通達〉—平成5年7月30日付、消防危第60号—

「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」

強化プラスチック製二重殻タンクの規定等

第一 地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

1 地下貯蔵タンクの設置方法に関する事項

従来二重殻タンクとして規定されていた、地下貯蔵タンクに鋼板を間げきを有するように取り付け、かつ、危険物の漏れを常時検知するための設備を設けたもの（以下「鋼製二重殻タンク」という。）に加え、地下貯蔵タンクに強化プラスチックを間げきを有するよう被覆し、かつ、危険物の漏れを検知するための設備を設けたもの（以下「強化プラスチック製二重殻タンク」という。）に係る規定が新設されたこと。これは、地下貯蔵タンクから地中への危険物の漏れを未然に防止する観点から規定されたものであること。

これに伴い、改正前の令第13条第1項で規定されていた地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準が地下貯蔵タンクの設置方法に応じて令第13条第1項から同条第3項までに整理して規定されたこと。

(1) 第1項

地下貯蔵タンク（鋼製二重殻タンク及び強化プラスチック製二重殻タンクを含む。）を地盤面に設けられたタンク室に設置する地下タンク貯蔵所及び第四類の危険物の地下貯蔵タンクを地盤面に直設

埋設する地下タンク貯蔵所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準について規定したものであること。

(2) 第2項

鋼製二重殻タンク又は強化プラスチック製二重殻タンクをタンク室以外の場所に設置する地下タンク貯蔵所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準について規定したものであること。

(3) 第3項

地下貯蔵タンクを危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面に設置する地下タンク貯蔵所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準について規定したものであること。

2 強化プラスチック製二重殻タンクに関する基準

(1) 強化プラスチック製二重殻タンクの規定が新設されたこと（令第13条第2項第1号ロ）。

この場合において、地下貯蔵タンクに強化プラスチックを間げきを有するよう被覆するとは、当該タンクの底部から危険物の最高液面を超える部分までの外側に厚さ2ミリメートル以上のガラス繊維等を強化材とした強化プラスチックを間げきを有するよう被覆することをいうものであること（規則第24条の2の2第3項）。また、危険物の漏れを検知

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

することができる設備とは、強化プラスチックと地下貯蔵タンクの間げき内に漏れた危険物を検知することができる設備をいうものであること（規則第24条の2の2第4項）。

なお、強化プラスチックと地下貯蔵タンクの間げき内に漏れた危険物を検知することができる設備には、間げきに接続した検知管内に設けられた液面計等があること。

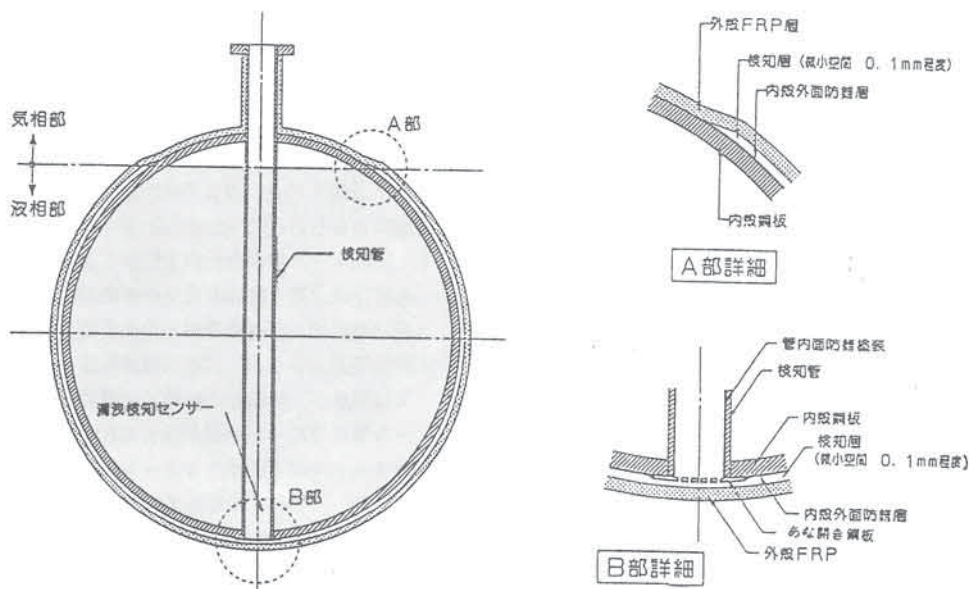
おって、強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用については、別途通知する予定であること。

(2) 強化プラスチック製二重殻タンクの地下貯蔵タンク

クの外面は、強化プラスチックを間げきを有するように被覆した部分（地下貯蔵タンクの底部から危険物の最高液面を超える部分までの外側）にあってはさびどめ塗装により保護すること。また、それ以外の部分（タンクの気相部の外側）にあっては、強化プラスチックを用いた方法により保護することとされたこと（規則第24条第2項第2号）。

なお、強化プラスチック製二重殻タンクを地盤面下に設けられたタンク室内に設置する場合も同様の保護措置を講じるものとされたこと（規則第24条第1項第3号）。

(3) 強化プラスチック製二重殻タンクをタンク室以外



参考図 強化プラスチック製二重殻タンクの構造例

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、
ヤマトプロテック株式会社として、
 大きく、はばたいています。
 今後ともよろしくお願いいたします。



ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151(代)
 本 社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701(代)

■営業品目■ ビル防災設備/プラント防災設備/遊覧・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器
 名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場

の場所に設置する場合には、鋼製二重殻タンクの場合と同様、令第13条第1項第1号ロからニまでの規定に適合することとされたこと（令第13条第2項第3号）。

(4) 強化プラスチック製二重殻タンクを設置する地下タンク貯蔵所においては、鋼製二重殻タンクを設置する地下タンク貯蔵所と同様、液体の危険物の漏れを検査するための管の設置を要しないこととされたこと（令第13条第1項第13号ただし書、令第13条第2項）。

3 油中ポンプ設備に関する基準

(1) 地下貯蔵タンクのポンプ設備として、従来のポンプ及び電動機を堅固な基礎の上に固定して設けるものに加え、ポンプ又は電動機を地下貯蔵タンク内に設けるもの（以下「油中ポンプ設備」という。）に係る技術上の基準が新設されたこと（令第13条第1項第9号の2）。

(2) 油中ポンプ設備の基準として電動機の構造等及び設置方法について規定されたこと（規則第24条の2）。

(3) 油中ポンプ設備に係る運用基準については、別途通知する予定であること。

4 地下タンクの外面の保護方法

地下タンク貯蔵所の形態に応じ、地下貯蔵タンク及び鋼製二重殻タンクの外面（以下「地下タンクの外面」という。）の保護方法が整理されたこと。

(1) 改正前の令第13条第1項第7号で規定されていた地下タンクの外面のさびどめのための塗装が、地下タンクの外面の保護方法に統合されたこと（規則第24条第1項第1号イ）。

(2) 地下タンクの外面の保護方法として従来の方法に加えて、強化プラスチックを用いた方法が追加されたこと（規則第24条第1項第1号ホ）。

(3) 強化プラスチック製二重殻タンクの地下貯蔵タンクの外面の保護方法が新設されたこと（規則第24条第1項第3号）。

(4) 強化プラスチック製二重殻タンクを設置する以外の方法で地下貯蔵タンクを設置する地下タンク貯蔵所の地下タンクの外面の保護方法の規定については、従来どおりの内容であること。

(5) アスファルトに係るJISが改正されたことに伴う規定の整備が行われたこと。

第二 給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準並びに給油取扱所における危険物の取扱いの技術上の基準に関する事項

1 給油取扱所に設置する固定給油設備の給油ホース及び灯油用固定注油設備の注油ホース（以下「給油ホース等」という。）の全長が3メートル以下から5メートル以下とされたこと（令第17条第1項第7号）。これにより、車両の大型化等に対応し、給油作業を安全かつ円滑に行えるよう、個々の給油取扱所の実状に及び、最長5メートルまでの給油ホース等を設けることができることとなったこと。

2 給油ホース等の全長の上限が5メートルとされたことに伴い、路上給油等防止のための安全措置として固定給油設備及び灯油用固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）が道路境界線等から保つべき間隔又は距離が、当該固定給油設備等に接続される給油ホース等のうちその全長が最大のものの全長の区分（ア、3メートル以下、イ、3メートルを超え4メートル以下、ウ、4メートルを超え5メートル以下）に応じて、それぞれ規定されたこと（ア、4メートル以上、イ、5メートル以上、ウ、6メートル以上）。

(1) 固定給油設備が道路境界線との間に保つべき間隔が、当該固定給油設備に接続される給油ホースのう

MORITA
森田ポンプ株式会社
本社 〒544 大阪市生野区小路東5丁目5番20号 TEL 06(758)9723

**MORITAが誇る
先進の技術を駆使した
ツインジェット推進ポンプ搭載の
小型消防救助艇**



ちその全長が最大のものの全長（「最大給油ホース全長」という。）に応じて定められたこと（令第17条第1項第8号イ）。

- (2) 灯油用固定注油設備が固定給油設備との間に保つべき間隔が、当該固定給油設備の最大給油ホース全長に応じて定められたこと（令第17条第1項第8号の2イ）。

ただし、固定給油設備のポンプ機器のうち規則第25条の3の2で定めるところによりホース機器と分離して設置されるものとの間には所定の距離を保つことを要しないこととされたこと。

- (3) 灯油用固定注油設備が道路境界線との間に保つべき間隔が、当該灯油用固定注油設備に接続される注油ホースのうちその全長が最大のものの全長に応じて定められたこと（令第17条第1項第8号の2ロ）。

- (4) 固定給油設備と附随設備との距離が固定給油設備の最大給油ホース全長に応じて定められたこと（規則第25条の5第2項第1号、同項第2号）。

- (5) 固定給油設備等が道路境界線等から保つべき間隔又は距離を要しないものとして次の3(2)に掲げる油中ポンプ機器が新たに追加されたこと（規則第25条の3の2）。

- (6) 自動車等に給油するときに他の自動車の駐車、点検、整備及び洗浄を禁止する範囲が固定給油設備の最大給油ホース全長に応じて定められたこと（規則第40条の3の4第1号）。

3 固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造

- (1) 固定給油設備等の構造の基準として、「固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造について」（昭和62年12月11日付け消防危第124号、都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通達）の内容が規定されたこと（規則第25条の2）。

- (2) 給油取扱所に設置される固定給油設備等のポンプ

機器として、ポンプ又は電動機を専用タンク内に設けるポンプ機器（「油中ポンプ機器」という。）を使用できることとされ、その場合の固定給油設備等の構造が定められたこと（規則第25条の2第1号ハ、同号ニ、同項第2号ト）。

- (3) 給油ホース等の全長の上限が5メートルとされたことに伴い、給油取扱所に設置される固定給油設備等の給油ホース等は、地盤面と接触しない措置を講じたものとされたこと（規則第25条の2第2号ニ）。

- (4) 固定給油設備等の構造に係る運用基準については、別途通知する予定であること。

- 4 給油取扱所の専用タンクに係る規定の整備が行われたこと（令第17条第1項第6号並びに同条第2項第2号、同項第3号の2及び第3号の3）。

第三 その他

- 1 詰替えの一般取扱所の固定注油設備の注油ホースの全長の上限が5メートルとされたことに伴い、当該固定注油設備と道路境界線との間隔が固定注油設備に接続される注油ホースのうちその全長が最大のものの全長の区分（ア、3メートル以下、イ、3メートルを超え4メートル以下、ウ、4メートルを超え5メートル以下）に応じて、それぞれ規定されたこと（ア、4メートル以上、イ、5メートル以上、ウ、6メートル以上）（規則第28条の59第2項第8号）。

- 2 移動貯蔵タンクの構造（水圧試験に係る部分に限る。）に係る点検記録の保存期間が10年間と定められたこと（規則第62条の8、告示第72条）。

- 3 危険物の容器及び運搬容器の特例

規則別表第3又は別表第3の2と安全上同等以上である容器及び運搬容器が追加されたこと（告示第68条の2の2、第68条の3）。

- (1) 第四類の危険物のうち動植物油を収納する最大容



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャー設備
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備
自動火災報知設備
避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商會

本社 大阪市西区京町堀2丁目1番17号
〒550 電話(06)443-2456(代)
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号
〒547 電話(06)707-3341



積30リットル以下のファイバ板箱（プラスチック内容器付きのもの）が追加されたこと。

- (2) 最大容積1,000リットル以下の液体用フレキシブルコンテナ（内装をポリエチレン系の積層フィルム、外装をポリプロピレン繊維で造られた箱付き構造の容器をいう。）に収納できる危険物として第四類の危険物のうち引火点が130度以上の第三石油類及び第四石油類が新たに加えられたこと。
- 4 その他所要の規定の整備が行われたこと。

第四 施行期日及び経過措置

1 施行期日

この政令、省令及び告示は、公布の日から施行するものとされたこと。

2 経過措置

(1) 給油取扱所等の基準に関する経過措置

この省令の施行の際、現に消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項の規定による許可を受けて設置されている給油取扱所、一般取扱所又は簡易タンク貯蔵所の固定給油設備若しくは灯油用固定注油設備、固定注油設備又は給油又は注油のための設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、改正後の規則第25条の2第1号又は第2号の規定にかかわらず、なお従前の例によることとされたこと（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成5年自治省令第22号）附則第2項）。

(2) 罰則の適用に関する経過措置

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとされたこと。（危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成5年政令第268号）附則第2項）。

協会だより

岸和田市火災予防協会

自治体消防発足・協会創立45周年

岸和田市火災予防協会では、昭和24年協会創立以来45周年と併せて自治体消防発足45周年を記念し、8月27日午後2時から岸和田グランドホールで、記念式典を挙行了した。

式典には、岸和田市長他、多数の来賓や会員が出席し開催、当協会より、岸和田市へ記念事業として記念品の目録贈呈があり、また、協会功労者の団体、個人更に永年勤続消防職員への感謝状が贈られ、来賓祝辞のあと滞りなく終了した。引き続き記念パーティーが盛大に開催された。

枚方市寝屋川市防火協会連絡協議会

長崎市の視察研修を実施

枚方市寝屋川市防火協会連絡協議会では8月18日長崎市消防局において、長崎市危険物安全協会と長崎市自衛消防隊連絡協議会の視察研修を実施した。

当日は、両協会会長以下役員33名が参加し、長崎市協会より各協会の活動概要の説明を受け、その後質疑応答に入り、事業所で行なっている防災対策や協会会員の実態、今後の課題等、活発な意見交換を行なわれ、有意義な視察研修となった。



HATSUTA

株式会社 初田製作所

大阪本社 千石573 大阪府枚方市府前田3-5 TEL.(0720)56-1261(代)
東京本社 千石105 東京都港区芝大門2丁目6-7 TEL. (03)3434-4641

原点はロスフリーハンセンです。



ハツタは、あらゆるセーフティニーズにおこたえする企業をめざします

頑固な夢がある。そこにある。

危険物取扱者保安講習 受講手続の要領について

① 受講予約の申込書(指定の往復ハガキ)に希望する会場(第1希望から第4希望まで)を記入して、郵送して下さい。ただし、1事業所において、受講者が複数のときは、(受講日が異なる場合でも)封筒で一括して、送付下さい。そのときは、返信用角封筒(切手貼付)を同

封のこと。

- ② 後日、受講申請日、申請場所、講習日等を指定して、返信ハガキで、本人へ通知します。(通知はおおむね受講日の2～3週間位前になりますのでご了承下さい)
- ③ 指定された申請日に、申請場所で、申請書(返信ハガキ裏面)に受講手数料(4,700円の大阪府証紙)を貼付して、申請して下さい。(証紙は申請場所で発売)申請書が受理されると、受講券及びテキストを交付します。
- ④ 申請書受付後は、いかなる理由があっても手数料、提出書類は一切返却いたしません。

◇10月～2月 保安講習日程◇

◇化学工場関係(3会場)

回数	開催日時(予定)	会場
51	11月1日(月)午後	大阪府商工会館 大阪市
61	12月6日(月)午後	大阪府商工会館 大阪市
68	2月10日(木)午後	大阪府商工会館 大阪市

◇大阪北港コンビナート関係(2会場)

※50	10月29日(金)午後	此花会館 大阪市
59	12月1日(水)午後	此花会館 大阪市

◇給油取扱所関係(1会場)

43	10月21日(木)午後	*摂津市消防本部 摂津市
----	-------------	--------------

◇タンクローリー関係(2会場)

37	10月14日(木)夜	*臨海センタービル 堺市
45	10月23日(土)午後	*臨海センタービル 堺市

◇その他・一般(29会場)

31	10月4日(月)午前	大阪府商工会館 大阪市
32	10月4日(月)午後	大阪府商工会館 大阪市
33	10月5日(火)午後	大阪府商工会館 大阪市
35	10月8日(金)午後	大阪府商工会館 大阪市
※38	10月15日(金)午後	*八尾市消防本部 八尾市
39	10月19日(火)午後	和泉市立解放総合センター 和泉市
40	10月20日(水)午前	枚方・北河内府民センター 枚方市
41	10月20日(水)午後	枚方・北河内府民センター 枚方市
42	10月21日(木)午前	*摂津市消防本部 摂津市
44	10月22日(金)午後	大東市消防本部 大東市
46	10月25日(月)午後	茨木市商工会議所 茨木市

47	10月26日(火)午後	高槻市消防本部 高槻市
48	10月27日(水)午後	高槻市消防本部 高槻市
52	11月2日(火)午後	*堺市民会館 堺市
54	11月8日(月)午後	大阪府商工会館 大阪市
55	11月9日(火)午後	枚方・北河内府民センター 枚方市
56	11月10日(水)午後	吹田メイシアター 吹田市
60	12月2日(木)午後	守口門真商工会議所 門真市
62	12月7日(火)午後	羽曳野・陵南の森総合センター 羽曳野市
63	12月8日(水)午後	大阪府商工会館 大阪市
64	2月3日(木)午後	*堺市民会館 堺市
65	2月7日(月)午後	大阪府商工会館 大阪市
66	2月9日(水)午前	大阪府商工会館 大阪市
67	2月9日(水)午後	大阪府商工会館 大阪市
◎69	2月14日(月)午後	茨木市商工会議所 茨木市
70	2月15日(火)午後	東大阪・弘容ビル 東大阪市
71	2月16日(水)午後	東大阪・弘容ビル 東大阪市
72	2月17日(木)午後	吹田メイシアター 吹田市
73	2月18日(金)午後	大阪府商工会館 大阪市

注1 ※印は9月17日現在ですすでに満席の会場。

注2 ◎印会場については、会場の都合により11月末日確定の見込み。

注3 講義時間は3時間です。午前の部、午後の部共それぞれ開講時間は、受講票に記載してあります。(講習会場によって若干異なります。)

注4 会場欄中*印の会場は駐車可。(ただし、堺市民会館は有料。)

危険物取扱者予備講習のご案内

平成5年度第3回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験予備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種 別	講 習 日	時 間	会 場
乙 種 4 類	1 期	11月19日(金)、11月24日(水)	9時30分～16時 大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリ8分)
	2 期	11月26日(金)、11月29日(月)	9時30分～16時 大阪府商工会館
	3 期	11月22日(月)、11月29日(月)	10時～16時30分 堺市民会館 (南海高野線堺東駅ヨリ8分)
	4 期	11月16日(火)、11月17日(水)	9時30分～16時 茨木市商工会議所 (茨木駅ヨリ約13分)
	日曜コース	11月14日(日)、11月21日(日) 11月28日(日)	10時～16時30分 大阪科学技術センター (地下鉄四ツ橋線本町駅ヨリ5分)
丙 種	12月1日(水)	9時～16時	大阪府商工会館

2. 受付場所と受付日時

- ① 四ツ橋ビル以外は、本会より各所に係員が出張して受付しますので、時間内をお願いします。
② 各受付場所とも、各講習会場の受付数を割り当てしていますので、満席の節は受け付けできませんからご了承下さい。

受 付 場 所	日 時
豊中市消防本部内(阪宝宝塚線・豊中駅より南へ5分)	豊中防火安全協会 11月11日(水) 午前10:00～11:30
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会 11月11日(水) 午後1:30～4:00
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会 11月12日(金) 午前10:00～11:30
堺市高石市消防本部内(南海・湊駅北へ6分・大浜南町)	堺市高石市防災協会連合会 11月12日(金) 午後1:30～4:00
東大阪市西消防署内(近鉄・小坂駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会 11月15日(月) 午前10:00～11:30
守口消防署(地下鉄・守口駅前)	守口消防署 11月15日(月) 午後1:30～4:00
四ツ橋ビル8階(地下鉄・四ツ橋駅北2号出口)	(財)大阪府危険物安全協会 11月16日(火) 午前10:00～午後4:00 11月17日(水)

(注) 12:00～13:00までは昼食休憩時間です。

3. 日曜コースの申込方法

日曜コース(定員90名)は電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 会 費 (会費には、各テキスト代を含みます) テキスト不要の場合は乙種 各2,000円減額。(テキストは平成5年度用改訂版を使用)

種 別	会 員	会 員 外
乙 種 4 類	11,000円	13,000円
乙種(日曜コース)	15,000円	18,000円
丙 種	5,000円	6,000円